

件 名	勤務時間中のタバコ休憩について
受付日	令和7年2月28日
ご意見・ご提案 の概要	県職員が勤務時間中にタバコ休憩をすることは、地方公務員法第35条の職務専念義務違反に当たらないか。
県の考え方	職員が勤務時間中に喫煙のために離席することについては、短時間であって職務遂行に支障が生じない範囲のものであれば、喫煙のために離席したことをもって、直ちに職務専念義務に違反するものではないと考えております。 いただいたご意見の趣旨にも留意しつつ、引き続き、県民の皆様から不信感を抱かれることのないよう、職員の服務規律の確保に努めてまいります。
担当課	総務部 人事課